

作成者：杉山真裕子

静岡市「男女共同参画に関する市民意識調査」

平成 26 年度・平成 30 年度・令和 3 年度・令和 7 年度 数値変化の分析

参考資料

静岡市公式ホームページ 男女共同参画に関する市民意識調査

- 平成 26 年度報告書 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/2647/000813818.pdf>
- 平成 30 年度報告書 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/2647/000804441.pdf>
- 令和 3 年度報告書 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/2647/reiwa3houkoku.pdf>
- 令和 7 年度報告書 <https://www.city.shizuoka.lg.jp/documents/2647/07houkokusho.pdf>

1 分析の要旨

4 回の調査を比較すると、女性の就業継続や男性の育児・介護参加を肯定する意識は広がっている。一方、政治や地域活動における男性優遇感は改善しておらず、家庭内の家事負担にも大きな男女差が残る。意識の変化が、実際の行動や生活環境、意思決定の場の変化に十分結び付いていないことが、今回の比較から読み取れる。

2 各分野の男女平等感

「男性の方が非常に優遇されている」と「どちらかといえば男性の方が優遇されている」の合計を比較した。

分野	平成 26	平成 30	令和 3	令和 7	増減 (pt)
家庭生活	44.2%	49.5%	47.8%	46.9%	+2.7
職場	55.1%	49.3%	49.0%	46.3%	▲8.8
学校教育	11.0%	15.6%	15.8%	16.8%	+5.8
地域活動	31.7%	36.5%	37.4%	38.8%	+7.1
政治	68.9%	71.6%	76.4%	76.4%	+7.5
法律・制度	36.4%	46.2%	51.2%	48.6%	+12.2
社会通念・慣習	67.7%	74.4%	75.8%	73.1%	+5.4
社会全体	64.7%	70.0%	74.8%	68.7%	+4.0

職場：男性優遇と感じる割合は 55.1% から 46.3% へ 8.8 ポイント低下し、4 回を通じて改善傾向が見られる。

政治：68.9% から 76.4% へ 7.5 ポイント上昇し、令和 3 年度から令和 7 年度も 76.4% のままである。市民の 4 人に 3 人以上が男性優遇と感じる状況が固定化している。

地域活動：31.7% から 38.8% へ 7.1 ポイント上昇している。自治会・町内会など身近な地域の意思決定の場でも不平等感が強まっている。

法律・制度、社会全体：長期的には男性優遇感が上昇しているが、令和 3 年度から令和 7 年度にかけては、それぞれ 2.6 ポイント、6.1 ポイント低下している。直近では改善が見られるものの、依然として高い水準にある。

3 政治の場に対する不平等感

令和 7 年度は、政治の場について「男性優遇」76.4%、「平等」9.1%、「女性優遇」2.5%である。

性別	男性優遇	平等
男性	72.7%	13.0%
女性	80.8%	5.8%

女性では男性優遇との回答が 8 割を超える。一方、男性でも 7 割を超えているため、女性だけが感じている問題ではなく、市民全体に共有されている認識と捉えられる。また、18～29 歳でも 79.3%であり、若い世代になれば自然に解消するとはいえない。

4 固定的性別役割分担への意識

「男性は外で働き、女性は家庭を守るべき」という考え方への反対派は、令和 3 年度 68.5%から令和 7 年度 70.0%へ、1.5 ポイント増加した。令和 7 年度は男性 63.2%、女性 76.3%で、13.1 ポイントの男女差がある。固定的役割分担への反対は多数派である一方、男女の認識差は残っている。

5 女性が仕事を続けることへの意識

年度	結婚・出産にかかわらず 仕事をするのがよい	固定的性別役割分担への 反対派
平成 26 年度	32.0%	—
平成 30 年度	39.0%	—
令和 3 年度	51.1%	68.5%
令和 7 年度	48.9%	70.0%

※固定的性別役割分担への反対派は、令和 3 年度と令和 7 年度の比較。

平成 26 年度から令和 7 年度までに 16.9 ポイント上昇しており、女性の就業継続への支持は長期的に広がっている。ただし、令和 3 年度からは 2.2 ポイント低下している。令和 7 年度は設問文が一部変更されているため、意識が後退したと断定せず、今後の推移を確認する必要がある。

令和 7 年度に仕事を続けるため必要とされた条件

- 柔軟に調整できる就労時間 80.9%
- 介護施設・介護サービスの充実 62.4%
- 配偶者等の主体的な家事・育児・介護参加 56.0%

「配偶者等の主体的な参加」は、男性 46.6%、女性 65.3%で 18.7 ポイントの差があり、女性側が家庭内の分担をより切実な条件と捉えている。

6 家事時間の男女差

年度	男性	女性	男女差
平成30年度	1時間28分	4時間19分	2時間51分
令和3年度	1時間42分	4時間53分	3時間11分
令和7年度	1時間30分	5時間00分	3時間30分

平成30年度から令和7年度にかけて、男性は2分増、女性は41分増となり、男女差は39分拡大した。令和3年度との比較では、男性は12分減少し、女性は7分増加している。固定的役割分担への反対意識が広がる一方、実際の家事負担は女性に偏ったままであり、意識と実態の隔たりを示す重要な数値である。

7 男性の育児・介護休業への意識

令和7年度は「積極的に取った方がよい」54.6%、「どちらかといえば取った方がよい」36.5%で、肯定派は合計91.1%である。制度への支持は非常に高い。

実際の取得を妨げる主な要因

- 仕事の評価や昇進への影響に対する不安 51.1%
- 給与等が減ることへの不安 50.4%

女性では「家事などは女性が行うもの」という社会全体の固定観念」が60.0%で最も高く、男性の回答より30ポイント以上高い。収入、評価、人手不足、固定観念などが、賛成意識を実際の取得行動へつなげる際の障壁となっている。

8 比較に当たっての注意点

- 年度により、設問文、選択肢、対象範囲が一部変更されているため、すべての数値を同一条件の時系列データとして扱うことはできない。
- 家事時間について、令和7年度は「育児や介護を含む」と設問に明記されており、過年度との比較は参考値として扱う必要がある。
- 男性の育児・介護休業については、令和3年度と令和7年度で選択肢が異なるため、厳密な増減比較は避ける。
- 小数点以下の処理や無回答の扱いにより、回答割合の合計が100%にならない場合がある。